

京都動物愛護憲章

京都の人々の、動物の命に思いをはせる繊細な心や、他人に迷惑をかけないという意識の上に立ち、わたくしがたは、この憲章に基づいて、様々な立場で動物と関わる中で、例えは、次のようなことに取り組みます。

1. 動物を思いやりましょう。

- 動物の命を尊ぶ心を子どもたちに伝えます。
- 飼い主は、動物の健康や安全に気を配ります。
- 行政は、飼い主の都合でやむなく殺処分される犬や猫をなくすことを目指します。
- 飼い主は、動物の習性や飼ううえでのきまりを学びます。
- 動物取扱事業者は、飼い主に正しい飼い方を伝えます。
- テレビや新聞などは、動物の問題についてわかりやすく伝えます。

1. 動物のこと学びましょう。

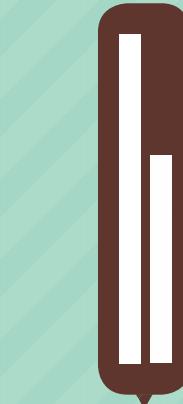
- 周りに迷惑がかかるような動物への餌やりは行いません。
- 飼っている犬や猫が迷子になつて困らないよう、飼い主がわかるマイクロチップなどを付けます。
- 日々の生活や科学の発展のため、人がやむなく動物の命を奪っているごとに考えます。
- 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

- 動物を飼う人は、大切な家族として動物が命を終えるまで共に暮らします。
- 飼い主は、犬や猫を新たな家族として迎えることを考えます。
- 行政は、飼われている犬や猫の安易な引取りに応じません。
- 犬の排せつは自宅でさせます。また、散歩時にやむなくしたふんは必ず持ち帰ります。
- 猫は、室内で飼います。
- 地域の人々で協力して、人と猫が共生できる「まちねこ活動」に取り組みます。

1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

- 犬と動物とが共生できるおいしいある豊かな社会の実現に向けて、誰もが利用できる施設として、動物とのふれあい活動を通じた動物愛護に関する各種啓発事業等を実施してまいります。
- 京都の動物愛護行政の拠点として、全国で初めて府市共同で設置します。
- 京都府と京都市では、府市共同による「京都動物愛護センター（仮称）」「愛称：動物愛ランド・京都」の設置（平成27年4月予定）を契機として、「人と動物が共生できるおいしいある豊かな社会」の具体的な姿を示し、様々な人々がそれぞれの立場から動物愛護のあり方にについて自ら考え、積極的に行動するためのよりどころとなる「京都動物愛護憲章」を制定しました。
- 今後、この憲章に定める理念の下で、「動物愛ランド・京都」を拠点に、「人と動物が共生できるおいしいある豊かな社会」の実現に向けて取組を推進してまいります。



お問い合わせ先

- ◆ 京都府健康福祉部生活衛生課
ホームページ：http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/sosiki/067/index.html
TEL : 075-414-4763 E-mail : seikatsus@pref.kyoto.lg.jp
- ◆ 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健課事業推進担当
ホームページ：http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000175684.html
TEL : 075-222-4272 E-mail : hokenriyou@city.kyoto.jp



京都市動物愛護憲章

(平成26年12月12日制定)

わたくしたちは、ここ京都で、四季のうつろいを感じながら、いきものと関わり、その命を尊ぶが国ならではの暮らしかたちを千年以上の永きにわたってつむいできました。そして、わたくしたちは、さらに進んで、ここ京都を人と動物が共に暮らすうるおいのある豊かなまちにすることをを目指します。

わたくしたちと同じようにかけがえのない命を持ち、わたくしたちの身近なところで共に生きている動物との関わりについて、わたくしたち一人ひとりが自ら考え、行動するためにはじめにこの憲章を定めます。

わたくしたちは、

1. 動物を思いやりましょう。
1. 動物のこと学びましょう。
1. 動物との正しい関わりを考えましょう。
1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。